

令和6年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年9月18日（第13日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	大串恭隆	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	出雲誠	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	小野勉
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	鶴田浩紀	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	久原正好	新しい学校づくり課長	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	山下英治
代表監査委員	稲富健朗		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

13番	内野さよ子	14番	西山清則
-----	-------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第39号 令和5年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をお取りください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、内野さよ子議員、西山清則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第39号「令和5年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

決算認定の質疑では、事業の内容等については担当課長に、決算審査意見書については監査委員に各決算資料の名前とそのページをはっきりお示ししてから質疑をしてください。

質疑に入ります。

まず、総括及び歳入。

決算書の1ページから47ページまで、質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

決算書の1ページ。いいですか。

決算書の1ページ、固定資産税の不納欠損処分の634万8,104円と町民法人税の5万円の理由と経緯についてお伺いいたします。

○出雲 誠税務課長

まず、固定資産税の630万円ほどですが、これにつきましては、法人、企業の倒産によるものでございまして、会社が倒産いたしまして土地の差押え等をしておりましたが、結果的に収入がなかったということで、460万円ほどを不納欠損とさせていただいております。これによるものが大きゅうございます。

それから、町民法人税につきましても企業の倒産に絡むもので、これにつきましては

は、差し押さえる資産等がなかったということで、即時不納欠損という形を取らせていただいております。

以上です。（「これ、さっきとは別物」と呼ぶ者あり）

別物です。（「固定資産税の分と町民法人税は、別の会社ということでということね」と呼ぶ者あり）はい。

○前田弘次郎議員

そしたら、この不納欠損の分の固定資産税の分ですけど、私、前の役場職員の先輩にお聞きしたら、この町からの差押え、これが大体1位に来るからここはなかなか町が取れないということはないというような話をお聞きしたんですけど、その辺に関してはどうでしょうか。

○出雲 誠税務課長

債権につきましては、おっしゃるとおり公租公課、税金等が1番になります。その後、抵当権等により担保されている債権、その後が一般の債権という形になります。

ただし、公租公課、税金が1番になりますが、抵当権設定をされている登記の日付が、町が納付書を出して、法定納期とありますが、この日付よりも抵当権の設定が早ければ、そちらが優先という形になります。

○前田弘次郎議員

先ほど、460万円というのが1つの会社で見ているんですかね。そしたら、残りの約180万円ぐらいの数ほどぐらい、それも1つの会社なのか、固定資産税が何名分かというのはわかりますか。

○出雲 誠税務課長

固定資産税で約22件程度になります。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○吉岡正博議員

説明報告書の1ページ、タブレットでは5ページになります。

その中の令和5年度決算指標等の中の経常収支比率と標準財政規模の件なんですけど、経常収支比率が、令和4年度89.9%から5年度は91.6%と再び90%を超えました。

数字的にはコロナ前に戻ったという感じなんですけれども、5年度の収支比率の上昇の理由は何でしょうか。また、今後の見通しをお聞かせください。

それから、もう一点です。

同じページの健全化判断比率、実質公債費比率ですけれども、これにつきましても、今回10.2%と、本町が要注意基準として定めております10%をその前の4年度に引き続き超えております。

実質公債費率は3箇年度の平均ですので、4年度は、2年度に単年度の11.14%の影響が大きかったと考えておりますが、5年度は、その2年度に単年度がもう計算外になるので下がるべきなんです、さらに10.2%と上昇した理由を御説明ください。

なお、早期健全化基準が基準値の25%にはまだ余裕がありますが、本町の要注意基準を連続して上回ったことへの今後の財政の方針というのはどういふのがあるかお尋ねをいたします。

以上、2点です。

○大串恭隆企画財政課長

吉岡議員からは、経常収支比率のことと実質公債費比率のことの御質問でございます。

経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を示す指標でございまして、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に対して、町税、普通交付税、地方譲与税などの通常一般財源と臨時財政対策債を合わせた額がどれぐらい充当されているのかを見る指標となっております。

令和5年度決算におきましては、経常収支比率は、前年度と対比いたしまして1.7%増加し、91.6%となりました。

上昇した理由といたしましては、算定上において、分母の部分、歳入に当たる普通交付税が増加したこと、1億5,533万3,000円が増加をいたしております。臨時財政対策債は4,600万円減、また分子の部分で歳出に当たる経常的一般財源、主なものとして公債費が増加したこと、2億321万6,000円が増で、上昇した要因と挙げられます。

今後の見通しということですが、公債費につきましては、新設中学校施設整備、新給食センター建設事業で借入れを行った起債償還が始まっております、今後の大型建設事業において起債の借入れを行った場合、公債費は増加いたします。また、普通交付税につきましては、歳出根拠となります人口減少が大きく影響すると思われ、いずれにいたしましても、今後の経常収支比率は増加していくものと考えております。

実質財源に乏しい本町におきましては、地方交付税や臨時財政対策債の影響が大きいわけでございまして、年度の状況により大きく左右される状況でございまして、国の財政計画等を十分注視しながら経常経費に努めなければならないと考えております。

続きまして、実質公債費比率でございまして。

実質公債費比率と申しますのは、地方公共団体の借入金、地方債の返済金、公債費のこととございまして、これと、これに準ずる額、一部事務組合や公営企業の公債費に充てられる負担金などの大きさがそれぞれの自治体の標準財政規模に対する割合を示したものでございまして。

令和5年度決算における実質収支比率は、前年と比較いたしまして0.1%増加をいたしました。

上昇した理由といたしましては、算定上において令和3年度、4年度、5年度の3箇年の平均を用いるのでございまして、令和3年度単年度は9.36、令和4年度単年度は9.85、令和5年度単年度で見た場合11.51と高くなってございます。

理由につきましては、算定上において、分母の部分、普通交付税が増加したこと、

また分子の部分、起債の元利償還金が増加したこと、主なものとしたしましては、過疎債の令和4年の借入分860万円、杵東衛生処理場負担金、漁港整備事業ほか、合併特例債令和4年借入分1億2,000万円、新設中学校施設整備事業、新給食センター建設事業などの理由が挙げられます。

この実質公債費比率につきましても、公債費や普通交付税、臨時財政対策債などの国の地方財政計画に大きく影響されるところでございます。実質公債費比率につきましましては、早期健全化の基準が25%、また財政再生基準が35%となっておりまして、そうならないようにも、本町といたしましては、独自に10%という要注意基準という一つの目安をつくっております。

今後の財政運営につきましましては、その目安を一つの基準として、常に公債費であったり交付税、そういったものの状況を注視しながら今後の財政運営をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

お話を聞いてますと、もともと分母に当たります交付税の部分の影響が大きいとは思いますが、全体的に起債、公債が増えたということで、昨年から見ればだんだん厳しくなったという認識でよろしいのでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

先ほど申し上げましたが、令和4年から新たな公債費の支払いが始まっております。今後ですけれども、御存じのとおり、令和12年に新設仮称の白石小学校を造るというようなことでいろいろな大型建設事業が控えておりまして、公債費の借入れ、今あるのは過疎債が今後出てくるわけございまして、統廃合するからということで特別分の枠をいただくということで考えておりますので、その借入れが増えてきますし、当然償還も出てきます。しばらくの間は実質公債費比率等の率も高くなる、ただ先ほど申し上げましたように、財政再建になるような数字にはならないということで、我々も十分に励んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

決算書12ページの法人事業税交付金ですけど、前年度2,500万円程度だったのが今年度3,600万円、43.5%の増加なん、これ、従業員の増に対して交付される金額ということですが、本町、非常に人口減少という認識が強かったんですけども、法人税が増加されるというような要因について説明してください。

○出雲 誠税務課長

法人事業税交付金ですが、地方税として県から交付されるものになります。基準として約7.7%となっております。

これにつきましては、企業の活動等によって賦課されるものでございまして、コロナ禍からだんだん経済活動が元に戻ってきて税収等が増えたことによるものではないかと思っております。

○中村秀子議員

私、勘違いかもしれませんが、資料調べたところ、法人の人数によって賦課されるというような記述を見つけたものですから、企業の業績がよくなったというようなことに対して賦課されるのであれば納得するところなんですけど、人数に対して賦課ということだったので、増えてるのかなとちょっと疑問があったものですからお聞きしてるところなんですけど、間違いはないんですか。

○出雲 誠税務課長

法人事業税につきましては、内容につきましては、付加価値割、資本割、所得割、収入割の4種類がありまして、これを県のほうで徴収されてまして、各市町に交付されるという形になります。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○西山清則議員

これは説明報告書ですかね、これの1ページですけども、公営企業会計に係る資金不足比率ですけども、今回は、黒字であったからそのままの状態になっておりますけれども、このまま接続率が上がらなければ、将来的に20%以上になる可能性はないのか伺いたいと思います。

○土井 一生活環境課長

この経営健全化基準と申しますのは、資金不足が発生した場合に、それが高くなった場合に算定される基礎の数値となっております。

その資金不足の計算の方法なんですけれども、事業の規模、営業収益、下水道料金等の額、それから受託工事収益の額を差し引いた分に対しまして、これを分母といたしまして、分子のほうは、資金の不足額から解消可能資金の不足額を差し引いた額で計算することになっております。つまり、営業収益から流動負債、流動資金を差し引いた分の計算式とちょっと複雑な計算式になっておりますけれども、この資金不足を解消するために、どこの市町も一緒ですけども、一般財源のほうから負担金、補助金、出資金という形で下水道事業会計のほうに負担いただいております。そういうこともありまして、これまで下水道事業会計に対しましては資金不足に陥ったことはないということで、黒字が続いている状況です。

今後、一般財源のほうから負担金、補助金、出資金という形でいただければ、

20%マイナスになることはないということでありましてけれども、やはり一般財源のほうからもらうのも限度があるというふうなことで、今回下水道料金の料金改定案を認定いただきまして、可決いただきまして、今後はその辺の状況改善まで図っていきたいと考えているところです。

以上です。

○西山清則議員

分かりました。

では次、同じ説明報告書の21、22、23です。

不納欠損があります。努力されて徴収はされていると思いますけれども、また徴収できる可能性はあると思いますけれども、もう5年過ぎたらなくなるわけです。だから、5年間辛抱しようかといって我慢しとんしゃあぎん、なかなか徴収できないと思いますけれども、その辺を何とかクリアできるように頑張ってもらって、徴収率を上げていただきたいと思っておりますけれども、この3点、法人税とか固定資産税とか、これはこれまでコロナ禍で仕事できなかつた中とありますけれども、できれば皆さん、町民平等になるように徴収をもっと厳しくやっていただきたいと思っておりますけれども、徴収できるもんだと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○出雲 誠税務課長

町民税等の収納につきましては、現年度分、滞納繰越分も含めまして、未納等があれば、電話による催告、それから臨戸、文書による催告等を行いながら納付を促しているところです。納付に応じられない場合は、差押え等の滞納処分も行っているところです。

ただ、どうしても徴収困難な案件もありまして、折衝等また納税相談等を行いながら分割をして納付をしていただくとかそういうところにも努めているところですが、どうしても本人が、例えば納付をされると言われても納める収入がない、財産もないというような方もいらっしゃいます。そういう方については、もうこちらのほうで執行停止をかけまして、最終的には不納欠損という形を取らせていただいております。

ただ、税の平等というところも考えまして、今後も収納に力を入れていきまして、滞納処分等を今後も行いながら未済額の縮減に努めていきたいと考えているところです。

○西山清則議員

固定資産税関係でも、どうしても住所とかなんとか分からない方もおられると思っておりますけれども、その辺、何%ぐらいありますか。

○出雲 誠税務課長

今、何%というデータは手元に持っておりませんが、住所が分からない方は戸籍等を追って居場所に努めているようなところです。そういうことで、なるだけそういう居場所が分からないということにはならないようにと努めてますが、中にはどうして

も分からない方というのもいらっしゃいますが、現在データとしてはこちらの手元に持ってないところです。申し訳ございません。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○吉岡正博議員

説明報告書の3ページ、タブレットでは7ページになります。

中ほどに、性質別経費に関する増減額調べというのがありまして、その中の2の投資的経費ですが、これを見ますと、投資的経費が前年度比76.2%増です。内訳ですが、普通建設事業費が76.9%増、さらに、内訳の補助事業費が95.4%増、単独事業費が50.9%増です。ここの内容を教えていただけますか。

○大串恭隆企画財政課長

投資的経費のことについてお尋ねでございますが、投資的経費のうち、普通建設事業の補助事業費の内容につきましては、大きなものを申し上げますと、新給食センターの建設事業が2億5,142万8,000円だったものが11億3,344万6,000円、前年度決算比8億8,201万8,000円の増、産地生産基盤パワーアップ事業、令和4年からの事故繰越でございますが、全額国庫事業でございます、内容は白石中央カントリーエレベーターの整備でございます。2億8,408万円だったものが11億1,499万2,000円、前年度決算比8億3,091万2,000円の増などが挙げられます。

また、単独事業費の内容につきましては、大きなものを申し上げますと、新給食センター建設事業費の単独事業分、これは、厨房機器設置工事、空調換気工事などで、4,673万5,000円だったものが2億3,362万1,000円、前年度決算費1億8,688万6,000円の増、河川の総務費、主なものは、馬田、西田樋管排水ポンプ設置工事費ほか、古渡、大谷の前払い分になりますが、8,482万2,000円だったものが1億7,340万2,000円、前年度決算比8,858万円の増などが挙げられます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○定松弘介議員

決算内容説明書の27ページ、タブレットで32ページですが、たばこ税です。

町内に、税率から計算しまして3,500名前後の喫煙者がいらっしゃるような概算ですけど、出ると思います。その3,500名で1億8,900万円というたばこ税が町に納入されるわけですけど、聞いた話では、総務省からの通達か文書か分かりませんが、健康増進のための対策をする費用に充てられないかというような文面が行ったというような話を聞いておりますが、この白石町では、その件について何か対策とかは取られているのかってお尋ねです。

○出雲 誠税務課長

たばこ税につきましては、たばこ税法に基づいて徴収をしております、国税と地方税がございますが、この部分の調整に当たる部分が町のほうに入ってきております。

総務省からの通知というところですが、今年度でいえば、総務省のほうからたばこ税の安定的な確保と望ましい受動喫煙対策の推進のためというような文書がありまして、分煙施設の整備推進にということで各ところに要請をしてきているところですよというような通知が税のほうには入っているところです。

以上です。

○定松弘介議員

ということは、喫煙所といいますか、その対策に何らかの経費として充てるようなというふうにとってよろしいですかね。

もしそうであるとすれば、喫煙所、来られたことありますか。私、喫煙しますが、45度、健康的に吸える状態じゃないです。ぜひエアコンか何か入れていただければという状況でもあるんですけども、喫煙所の在り方についてももう少し検討いただければというふうな思いもあります。

もう一つ、一番最後の事業効果、3番です、のところで読んでみますと、たばこの価格に税金を上乗せすることでたばこの喫煙量を削減しとあります。これ、値段を上げて本数を減らせるということは、吸えない人が出るということなんですというふうにとってよろしいですか。

この文面は、どこから来た文面ですか。町で独自で書かれた文面ですか、それとも国か県かでこういうふうな表示をするという決まりがあるんですか。全く意味が分かりません。（「怒っております」と呼ぶ者あり）かなり怒ってます。

結局は、1億8,900万円というお金は、喫煙者が負担をしてる、1日平均しますと160円弱ぐらいの税金を毎日払ってるんです。これが、この文面によりますと、税金を上乗せして値上げをして喫煙量が削減しとありますけど、これ、お金がなくて吸えなくなるという状況がこれの文書で見とれるんですけど、健康増進のためのPRをして削減したというような意味であつたらまだ事業効果として言えるんじゃないかと思うんですけど、いわゆる担税者、税金を納める人たちの力を弱くして削減したというような意味合いにしか取れないんですけど、これの注釈をお願いします。

○出雲 誠税務課長

たばこを値上げすれば吸えなくなる、一方健康増進だとかというようなところ、矛盾するところはございますが、まず厚生労働省では、税制改正の要望の概要というところに、たばこ税の税率を引き上げることによってたばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資するとあります。一方、財務省では、近年のたばこ税の見直しというところで、国、地方の厳しい財政事情を踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準の見直しを行ったというふうに書かれています。この国の目的等を参酌しまして、うちの事業効果とさせていただいているところです。

たばこ税が、令和3年度に税率が改正、最後されておりますが、税込でいいですとそこから税額が少し増えたようになっております。

○大串恭隆企画財政課長

喫煙所の話でございますが、たばこ税につきましては、財源といたしましては一般財源でございます、要は税とかそういったものと変わらないということで、自由に使えるお金というふうになっておりまして、定松議員言われるように、使途の部分からいくと外れるかも分かりません。

喫煙場の気温が何度ということも分かっておりますが、県内の自治体の状況を見ておりますと、喫煙者が喫煙できないような場所も多々あるわけございまして、公共施設の中では喫煙場所がもうないというような県の機関等もございまして、そういった部分からいきますと、うちは非喫煙者に配慮をして、昔は庁舎の中にあつたわけですけど、健康増進法の施行もございまして。ドアを開けたり閉めたりすると煙が漏れるということから、非喫煙者にも影響があるということから、屋外にでも設置をいたしております、あるからいいというような形で思っただけだと思います。

以上でございます。

○重富邦夫議員

関連で質問させていただきます。

本当に真面目な質問でございますけれども、喫煙所があるだけましというような話でありますけれども、たばこの価格をどんなに上げたところで、喫煙の量が減るといふようなのはどうなのかなというふうにも思っております。たばこを吸わないと、吸わないで逆に健康被害が起こるといふようなことも実あつてるところでもあるわけなんです。夏に熱中症対策だとかいろんな分野でそういうふうになつて対策をされようとされてますけど、喫煙者の喫煙所整備も全く理論的には同じなわけなんです。

定松議員からも、喫煙所のほうが45度って、45度の中でもたばこ吸わんばらんた吸わんばらんとですよ。45度の中でも大抵汗ぶるになりながらでも吸いよつて、最近懸念されるのが、そういう中での健康被害だとか、喫煙所から、全く風が通らんもんですから、ちょっと離れて人が見えるようなところに移動してみたりだとかそういうことも現状あつてるわけですし、そがんしたら、非喫煙者の方からすれば見た目がよろしくないとかそういう苦情といいますか、そういう声上がる部分にも懸念があるわけですし、どうか一部でもそういう喫煙所の整備といいますか、そういうことも考えていただければというふうにも思つてますけれども、ほかから庁舎に来る町民の方が来られるということも多々あつてるわけですので、そういったことも含めて考えていただければというふうにも思つてます。

○大串恭隆企画財政課長

私の立場といたしましては、資産、財産とかという、庁舎管理というような部分からお答えをさせていただきますが、喫煙者、職員いっぱいいるわけございまして、寒冷紗をかぶせてみたりよしずを立ててみたり、そういうようなことをしてしのいで

おります。もうしばらくいたしますと気温も大分下がってくるということでございますので、議員の皆さんの中にも、過去にも庁舎でたばこを売るのは違法じゃないかとか駄目じゃないかとか、そういう非喫煙者を守らないといけないという意見の方も実際いらっしゃいますので、両論と申しますか、そういった部分で、現状のままというような形でお願いできればと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません、私も質問をしたかったですけども、先ほどたばこの話が出たんで、関連で1つさせていただきます。

違う観点から見ると、敷地内でも外でも一緒だと思うんですけども、基本的に職員さんの休憩中のところだということがあるので、休憩中のけがとかに関しては労災の該当にしないということはあるんですけども、そういった形の熱中症のリスクがあるという中をここは放置してるというところに関しては安全注意義務違反になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺りの安全管理の面としても大丈夫という認識なのでしょうか。その辺りを教えていただければというふうに思います。

あと、すみません、私がもともと聞きたかったことも質問させていただきます。

予算書35ページの基金繰入金について、財政調整積立基金繰入金についての質問です。

こちらのほう、予定されてる金額より減額されていて、取崩しを少なくされていたということで決算が行われております。こちらなんですけども、すみません、私、最新のデータを知らないんであれですけども、令和4年度に関しては、財政調整基金に関して、佐賀県内として佐賀県の10町のところに関しますと、玄海町以外の9町の中で断トツトップということで積み金のほうが多いというふうな状況であります。

これ、今後の町運営からして、要は貯金みたいなものですので多い分にこしたことはないってことはもちろんあるとは思うんですけども、この財調のほうが大き過ぎるということで、今までも何度も国からの指摘だったりいろんな形の動きがあつてるところがあります。

改めて確認なんですけども、財調に関してどのくらいの規模感での確保を予測されているのかというところを教えていただければというふうに思います。

一番危惧してるのが、これが膨らみ過ぎることによって国だったり県のほうからの指摘を受けるのが一番怖いなというふうに思ってるんですけども、その辺りについて答弁お願いします。

○大串恭隆企画財政課長

財政調整基金のことについての御質問でございます。

令和5年度が、財政調整基金の繰入金が当初予算を9億円にしております、それ

を6億200万円程度減額をいたしております。

前年度、令和4年度でございますが、予算上は6億6,000万円を減額補正を出しまして、財政調整基金積立金はないということございまして、財政調整基金積立金につきましては、ルールといたしまして、決算剰余金が決算した場合に、半額については財政調整基金に積み立てるといようなことございまして、財政調整基金の積立金と、あと減債基金を使いまして一般財源に乏しい白石町の財政運営をしておるわけございまして、大き過ぎるからということではなくて、なるべく財政調整基金に積み上げたりあるいは減債基金を積んで今後の事業に備えていきたいと思っております。以上でございます。

○出雲 誠税務課長

先ほど、西山議員さんの御質問で、住所等が分からない件数というところで、現在調査中のが5件ございます。固定資産でいえば、約1万件の課税件数で5件、率にして0.05%になります。

○中村政文総務課長

先ほど、友田議員さんのほうから、熱中症対策、喫煙者も安全管理は必要ではないかという御質問でございました。

喫煙に行かれたときには、そこで45度近くなる喫煙所の中に10分も20分もついたら非常に耐え難いというところもあると思いますので、そこは手短かに抑えてもらいながら健康にも留意をされて対応していただくということと、幸いにも、企画財政課長は言うとなんしゃらんですけど、東側ともう一個西側、総合センターのほうにもあります。

朝は、東から日が昇って非常に暑うございます。そのときには、西側にお客さんも多いような気がいたします。逆に、西に日が傾くと、東側に喫煙者の方は多くなるような傾向がございますので、その辺をうまくお知らせをしながら、両方、2箇所幸いにも整備をしておりますので、そのところで対応を図っていただければというふうに考えるところです。

以上です。

○友田香将雄議員

ぜひ安全配慮のところだけはしっかりやっていただければなというふうに思います。私もこのあたりで終わらせときます。

すみません、先ほどの財調の件についてです。

私自身も多い分にこしたことはないというふうな認識ではあるんですけども、一番は、大き過ぎることによっていろんなそごが出てこないことを一番危惧してるところであります。

あわせて、先ほど半分は積み立てて大丈夫ということがあったとは思んですけども、もう終わったことなんであれですけども、今議会のほうも様々な財政的な問題で値上げの話があっております。もちろん積み上げることも大事なんですけれども、本

来必要なところに関してしっかりと予算をつけていくということも併せてやっていくことを考えていくと、積むことを前提と考えていき過ぎると将来的な投資のところに対して壁が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

もう一度答弁お願いしたいんですけども、もちろん積んでいくということはすごく大事なことであるんですけども、どのくらいの金額というのを逆に死守していきたいというところを想定されてるのかというのを答弁いただけますでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

予算書のところの財産に関する調書というものがございまして、ずっと後段のほうになります。財産に関する調書の3ページになっておりまして、基金の状況という一覧表がここにありまして、令和4年度末現在あるいは令和5年度中の増減、あるいは令和5年度末の現在の額ということで基金の一覧表を掲載をいたしております。

再三申しておりますが、今からいろんな大型事業が控えておりまして、なるべく現状の額、財政調整基金積立金でいきますと、預金が27億3,000万円と債権が1億円ございます。こういった部分で今の額をなるべく維持していきたいということで考えておりまして、額をもっと増やしてというようなことは今後できかねると思っておりますので、友田議員言われるように、財源を有効に使っていきながら町民の福祉向上を図っていききたいと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時17分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○出雲 誠税務課長

午前中答弁をしておりました法人事業税の交付金について、私が勘違いしておりました部分がありましたので、おわびして訂正をいたします。

法人事業税につきましては、市町村配分については、令和2年度までは法人税割額で配分をされてましたが、それ以降ずっと経過措置がございまして、令和5年度には従業員数割に変わっております。令和2年が法人税割額、令和3年度が、法人税割額が3分の2、残り3分の1が従業員数割、令和4年度が、法人税割額が3分の1、従業員数割が3分の2、令和5年度が従業員数割という形になっておりますので、市町村にいる就業者数で割合が変わるという形になります。

就業者数がどのようになっておりますかといいますと、令和4年度が8,055人、令和5年度が8,010人、45人の減となっております。しかしながら、交付金は43%ほど増えとります。

これは、もともとの法人事業税が増額になっていたということで市町村に配分する

額も増えたという結果で、白石町の就業者数が増えたということではなく、原資となる税のほうが増えたということでございます。おわびして訂正いたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに。決算書の1ページから47ページまで、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なかったら、次に歳出に入ります。

48ページの議会費から57ページの財産管理費まで、質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

各事業にわたることをここで代表した部分でお尋ねいたします。

決算書の54ページ、タブレットでは60ページになります。

2目の文書管理費の中の11節役務費、その中に、後納郵便料金453万円ちょっとというのがありますが、中村秀子議員の一般質問で、町全体の郵便料金は2,934万円というお話がありました。このユーチューブを見られた方から、今どきというお声をいただいたところです。

一つの事例ですけれども、私も役場職員の時には気にしなかったことです。報酬等の振込通知が会議の都度、各課、各学校から郵送されてきます。内容は金額と振込日についての簡単なものですが、それを見ると、郵便料金はもちろんですが、文書作成経費、作業決裁時間に見合う内容とは思えないわけなんです。

各学校とか各課は、今までしていたからということではしていると思いますが、金額振込日ぐらいでしたら、会議のときに伝えるとかメールでよい内容だと思います。この際、節減を検討できないでしょうか、お尋ねいたします。

○中村政文総務課長

中村議員の一般質問で答弁した内容とはなりますが、本町におきましては、DX推進方針に基づきながらデジタル技術の活用により紙ペーパーレス化や業務効率化を推進しているところでございまして、本年度、郵送であるとか電話連絡に加え、SMSの配信システムを使ったショートメールによる連絡手段について、一部の課ではございますが、試験的に実施をする予定といたしております。

ショートメールにつきましては、アプリは入れる必要はなくて基本的に携帯電話に標準搭載されているものでございまして、携帯電話の番号さえ分かれば使用が可能でありまして、メールとかほかのSNSなどの連絡手段と比較しましても開封率というのは非常に高いというふうに聞いておりまして、有効な連絡手段であると考えております。当然のことながら、郵送料に比べますと比較的安価でありまして、1人であるとかまたそのほか組織、大人数に対する連絡も容易に対応ができるということで、コストの削減と業務の効率化の面においても注目をしているところでございます。

ショートメールを使った連絡手段につきましては、これまで郵送をしていました各種会議の開催通知であるとか報酬等の振込通知などが、まずはそっちのほうを対象になるのかなとは考えてますが、実施後につきましては、効果検証を行いながら、郵送

でこれはせんばいかんもの、そうじゃないもの、先ほどのようなSMSを使ったショートメールで簡単に通知をしてそのお知らせで済むものというのをしっかり分けて対応をしながら、DXの推進をするということであれば、可能な限りショートメール等で対応をさせていただいて、コスト削減また業務効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。（「別件です」と呼ぶ者あり）

○吉岡正博議員

すみません、続けてになりますけれども、決算書の51ページ、タブレットの57ページになります。

一般管理費の中の3節職員手当と時間外勤務手当の件ですけれども、振替休暇を大きな割合で取得させてないとの、一般質問でいたしましたところ、部署があるということでしたが、どの課がそうなのか分かりませんので、ここでお尋ねいたします。

振替休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条で、勤務日の8週間後の日までに取得をさせるという規定がございます。そして、取得をさせていない場合は、労働基準法で休日勤務手当を支払うことが必要だと一般質問で確認をいたしました。

決算は、振替休暇付与期間を過ぎてかつ賃金も未払いということは労働基準法違反の状態と私は考えます。法令違反の状態の決算で議会に認定を求められるという認識でよろしいでしょうか。

○中村政文総務課長

振替休暇の期間につきましては、関係法令等で、勤務日を起算として前4週、後8週というふうに規定をされております。

昨年度、議会で振替休暇の未取得について御指摘をいただいた後、庁議また課長連絡会議におきまして、所属長に対しまして、職員の健康と福祉の観点から未取得分の早期取得の指導等を強く行ってまいりました。

その結果ではございますが、令和5年度におきましては、先ほど来吉岡議員さん言われるように、1つの課を除いて、ほかの課については完全取得ができています。

また、業務の都合上どうしても振替休暇を取得できないという場合には、休日勤務手当の支給が必要であるというふうに吉岡議員の一般質問の際にお答えをしたところでございますので、令和5年度も、未取得分については支給をすることとしております。

また、振替休暇につきましては、例えば年度末の3月末の週休日に勤務を行いますと、5月末の出納閉鎖の付近までで振替休暇の取得期間が発生をいたします。ですので、そこまでに振替休暇を取得できなかった場合には、次年度の予算での休日の勤務手当を支給する可能性もあるというふうに考えますので、決算に反映できない場合も

あるということは御理解をいただければというふうに思っております。

振替休暇の取得につきましては、今後も管理職の責務として、職員に対し完全取得を指導するということはもちろんですが、またあわせて職員につきましても、週休日等に勤務を命ぜられるということは振替休日を与えられるということですから、その振替休日は取得しなければならないという意識づけ等も再度認識等していただくように周知をしていながら、完全取得の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

確認ですけれども、そしたら5年度分の振替休暇未付与分ですけれども、これについては、今後振替休暇はもう期限を過ぎてますので、休日勤務手当等を決算後、翌年度のほうになってきますが、お支払いをされるということですか。未払いの状態を解消されるということでしょうか。

○中村政文総務課長

昨年の御指摘であったところで、取得できなかった振替休日については、5年度内に指導しながら取得をしてもらうというふうなことで申しております、結果的には1つの課で業務多忙で取得できなかったということでございますので、今年度の時間外勤務手当のほうを支払わせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません、決算書の55ページです。

需用費のところの庁舎電気料のところについて質問です。

説明資料の10ページ、こちらのほうの庁舎管理費のところ、LEDの照明更新工事のほうを行っております。令和5年度に関しては1,200万円の電気代が必要だったということなんですけれども、今年度についてどのくらい削減が予測されるのかというところを教えてくださいと思います。

あと、すみません、私が少し混乱したので教えてくださいなんですけれども、説明資料のほうには需用費のところの光熱水費というところで2つ、電気料と下水水道料というふうに、細節のほうとあったんですけれども、決算書のほうを見たら、10節の需用費のところに庁舎上下水道料というふうにあったんですけれども、これは細節の光熱水費という形で書かなくても大丈夫という形なんでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

財産管理費の電気料のことについて申し上げたいと思います。

庁舎電気料につきましては、5年度の決算では1,261万555円で、昨年が1,512万7,551円ということで、LED工事を5年度中に、庁舎については事務室を中心にあと会議室をさせていただいておりますので、年度の初めにできたわけじゃなくて、落札業者の落札を見ながらあと増額したりしておりますので、年度の中で工事ができたものでございまして、その分もあってということもありますが、300万円程度は減額になってるということでございます。

次の質問については、後もって答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

確認なんですけども、庁舎内のLED、ほとんど替えられてるんじゃないかなというふうに思うんですけども、替えない場所って、恐らくその倉庫とか一部のところに関しては替えられてないんじゃないかなというふうに思うんですけども、また従来のもので進めていく場所というところほどの辺りになってくるんでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

あまり効果が現れないところ、常時つけていなければいけないところではないところ、倉庫とかそういった部分には効果があまり出てまいりませんので、そういったところを除いた部分でLEDの工事をさせていただいております。

一般質問でお答えをさせていただきましたが、例えば社会体育館とかは全部LEDに工事いたしておりますので、削減効果があるところについては、財政状況を見ながらLEDの電灯に替えていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、58ページの行財政事務改善費から73ページの監査委員費まで、質疑ありませんか。

○中村秀子議員

メモが紛失しておりますので非常に質問がしにくいんですが、まず4点あるんですが、これだけはペーパーにしてもらったんでよかったんですが、決算書の59ページから62ページになりますが、地域づくり協議会設置支援事業ということですが、このことについて、なかなか頑張らせていただいて、私たちも、有明地域ですけれども集まっているいろんなことをしておりますけど、予算の半分以下しか消化できていないということはそれだけ事業が進まなかったのではないかなというふうに思うんですけども、何ができて何ができなかったのか、今後の見通しについてどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

2点目ですが、決算書61ページ、住まいる“しろいし”応援事業なんですけれども、

説明資料の16になるかと思いますが、これ、事業の中で、ずっと住まいるとみんなに住まいるというようなことで仕分して補助金出ていると思うんですけども、原資はふるさと基金なんですけど、令和4年度も5年度も、みんなに住まいるというのがないんです。

ずっと住まいるは確実に新しい家を購入されたり、家を新築されたりして増えていると思うんですけども、もう一方のほうのみんなに住まいるというのは、親子と一緒に住むという、2世帯住宅だとかそういうふうなことの需要が非常に少ないという現状が見てとれると思うんですけども、このことについて、改善点だとかまずどういうふうなことでこれを推し進めていかなければいけないのか、地域の皆さんの意識が親子一緒に住む時代じゃないというような雰囲気なのかなというふうに私は見てとるんですけども、事業の進め方としてどういうふうに使われているのかお聞きしたいと思います。こういう住むとなんか、学童保育のようなものと関連してくるのかなというふうには考えるところです。

それから、3つ目ですが、決算書62ページです。がばいよかとか発信事業、説明資料の5ページになります。

これは、ずっと続けている事業なんですけれども、朝日放送でやっている事業です。ずっとやっていて、事業効果というふうなことはどのような実績があるのか、またどのように考えているのか答弁してください。

もう一点、決算書63ページから64ページに、説明資料の6ページ、7ページになるかと思うんですけども、7ページのほうが中心だと思うんですけども、情報化推進費とデジタル業務効率化支援事業ということで、一般質問の中でも質問をいたしました。

事業を効率化するためには、今やらなきゃ駄目でしょうみたいな感覚があります。デジタル化推進費、国も交付金をつけておりますし国の施策もそういうふうに転換しておりますのでやらなければいけないと思うんですけども、町内のデジタル環境の整備の進捗状況、この前課長の答弁でも幾つかのことができましたよというふうなことで伺いましたけれども、総じて本町のデジタル推進がどこの辺まで進んでいるのか、今後どういうふうに改善したいのか、一気に、先ほど総務課長が答弁されたようにSMS、ショートメール、ああいうふうなものを使っていることに対して、課長はある課で実証実験を始めてと答弁されましたけれども、既に実証実験済んで実施が済んでいる自治体などに行かれて、もう結果が出ているわけですから、毎回一からしていると時間ばかりかかって今でしょという今を逃すと思うんです。そういう点について、デジタル化の推進についてお答えください。

以上4点、いろいろありまして申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

○山口裕一総合戦略課長

まず、決算内容説明書の13ページ目、地域づくり協議会設置支援事業の支出が少ないという点でございますけれども、令和5年度は、有明地区の設立準備委員会を予定では年度当初から行う予定でしたけれども、その前の年度、令和4年度から、実は有明地区のほうにおいて住民説明会等を行っております。その中でも、地元の意見の集

約に非常に時間がかかったというところがまずございます。そして、準備委員会の委員の選定に、これも若干時間がかかっております。

結果的に、有明地区につきましては、令和5年11月から事前準備委員会を開催できる状況となりました。しかしながら、このことによりまして会議の回数が減りまして、主にファシリテーターの委託料、これの支出が減ることとなったことが不用額の増につながったところでございます。

結果的に、若干のスケジュール感がずれ込みましたが、議員のほうからは今後の展開ということでございますけれども、現在有明地区につきましては、既に、協議会の設立前なんですけれども、夏祭りのイベントを開催されるなど非常に積極的に活動いただいております。今年度中の協議会の設立を目指しまして、現在準備委員会の設立準備の会議等を行っているところでございます。

次に、16ページ目になりますけれども、みんなで住まいる応援事業の実績、実はこれ、ずっと議員御指摘のとおりゼロなんです。

住まいる“しろいし”応援事業全体の当初の予算額は、親と同居型でなくずっと住まいる応援事業のほうが、当初予算1,500万円に対しまして、新たに親と同居目的での住居改修に補助を行う、これがみんなで住まいる応援事業ですけれども、この予算額が実は10分の1なんです。150万円しか見込んでいない。なぜかといいますと、恐らくさほどニーズがある事業ではないのではないかとということで見込んでおりました。

町としては、親と同居をされるという若い世代の方にもこれは手厚く補助を展開していきたいという趣旨で事業を継続したところではございますけれども、事業全般に関します相談件数、窓口の総合戦略課のほうでいたしておりますけれども、相談の内容を分析してみても、やはりこれ、議員御指摘のとおりでございます、そもそも同居を選択される若い世代の方が著しく減っているということが言えます。

ある程度想定した結果がニーズがないといったことになっておりますけれども、同居型の今後、事業継続については、根本的な検討が必要な時期ではないかと認識しております。

全体的な事業の見直しというのは、今年度をもってということで、令和6年度、次の7年度の展開というのは、事業の改善点も含みましてこれをやっていきたい、構築していきたいと思っておりますので、また検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○中村政文総務課長

まず、1つ目の説明報告書の5ページ、がばいよかとか発信事業について、効果をどのように考えているのかということの御質問であったと思います。

がばいよかとか発信事業につきましては、白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策といたしまして、従来の特産物のPRに加えて、本町のよさについてマスコミやSNS等多様な手段を用いて情報を発信することで、特産物や地域資源を通じた白石町のファンの確保や、移住者に選択してもらえるまちとしてPRすることを目的としているところでございます。

令和5年度につきましては、本町の知名度向上と交流人口の増加を図るというところ

ろで、お気軽にお越しいただける福岡都市圏や福岡県南部の方々をターゲットといたしまして、九州朝日放送の企画でありますふるさとWishによりまして、本年3月に1週間にわたってテレビで11回、ラジオで16回の放送を行っております。本町の名所や道の駅しろいしをはじめとした町内の商店等について紹介をいたしたところです。

その効果につきましては、実績報告によりますと、視聴率が福岡県で延べ470万人、同じく佐賀県で5万7,000人がテレビで視聴されたということで報告を受けております。また、テレビの放送の後は、道の駅をはじめ商店等から、テレビを見て来られた方がいらっしゃったというふうな声をいただいております。本町のことを知ってもらい訪問していただきたいという点で効果があったのかなというふうに考えているところです。

次に、説明資料の6ページ、7ページ、情報化推進費とデジタル業務効率化支援事業でございます。この整備の進捗はというところでございます。

一般質問でも中村議員さんのほうから質問がありましたが、そのときにも答弁をさせていただきました。

庁舎内のデジタル環境の整備は、本庁舎及び学校、保育園等の出先機関を結ぶ庁舎内のネットワークを構築しております。また、職員のパソコンの利活用によります効率的な行政事務を目的に、庁舎内のネットワークに接続している機器及びそれに関連する機器の管理や内部情報システムの更新など、適切に維持管理と整備を行っているところです。令和2年度には、業務効率化またペーパーレス化を目的といたしまして、タブレットの会議システムを導入をしております。

また、現在につきましては、一般質問でも申しましたけれども、白石町DX推進方針に沿って進めておりまして、電子申請システムを活用した各種手続やアンケートについてオンラインでの実施に取り組んでおりまして、内容といたしましては、確定申告であるとか乳がん検診などの予約の受付であるとか、またロードレース大会等での各種イベントに関するアンケート調査等など18業務について、電子申請を使って実施をしたところでありまして。

この電子申請につきましては、LOGOフォームという申請の様式を使っておりまして、非常に使いやすいもので、各課業務の効率化を図るためにも、このような手法を使いながら現在進めているところでございます。

また、デジタル技術を活用した業務の効率化につきましては、RPAであるとかAI-OCRを使ったデジタル技術を活用して、今現在ある事務的業務を効率化をさせて、職員がよりデジタル技術を活用してスムーズに処理ができて付加価値の高い業務に専念できるように一昨年度より取り組んでいるところです。昨年度までに、乳幼児健診等の結果の入力であるとか税の還付処理の事務、あと債権者の登録のシステムの入力作業であるとか交通災害共済の事務処理であるとか、そういうものを自動化を行って効率化に努めております。

本年度におきましても、DX推進を通して各課からの意見、要望の把握を行って引き続き取り組むようにしておりますけれども、このデジタル業務効率化支援事業につきましては、どうしてもその業務担当の職員がその業務内容について精通をしとかんといかん。どうやってするとこのオート化で自動に処理を受けたものを整理ができ

るかというふうなところから組み上げていくというような業務となっておりますので、なかなか構築をするまでには非常に時間がかかるかなというふうに思いますけれども、いざ完成をしてしまえば、そういうふうにして事業がスムーズに進んでいって、職員の業務の効率化等につながるものというふうに考えておりました、なお一層の力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

ありがとうございます。

一般質問の中でも質問したことではあるんですけども、このデジタル業務効率化支援事業というのは、時短の効果は50%から90%というふうに事業効果を出していて、デジタルを使えば効率的作業ができるんだなということを確認したわけですけども、この担当が、総務課の広報情報係の方がこういうふうなことを構築されているということですよ。一般質問の中でも、副町長さんを中心とするDX推進本部、各課から代表者が来て話し合うというところとの関連がどうであったのか、推進本部と広報情報係との仕事の仕分というか、そういうふうなことがどうなっているのか。

また、提案しましたように、そんなに一生懸命精通した人がしないと分からないというような仕事であるならば、広報情報係ということになればいろんな広報も業務として入ってくるわけで、それに集中することもできないような係の仕事の仕方かなと思うんです。今こそ、DXを使って仕事の改革、5割から9割の削減ですよ、そういうふうなことを考えると、デジタル推進係というのを特設する必要があるんじゃないかなというふうに思っているんです。

先ほどの質問との関連性とかということはどうなったのか質問をいたします、必要性まで。

○中村政文総務課長

まず、この業務効率化によるシステムの開発について、直接広報情報係の担当職員が行うということではございません。

DX推進本部会議を作成をして、推進委員さんたちが寄ってこられます。こういう業務をこういうふうに簡素化するとうちは50%、80%業務効率ができるから、これを何とかしたいというところで寄せ合って、そこは、今中村議員さんおっしゃられますように、そこまでの構築する技術力というのは職員の中ではまだ持ち合わせていないので、そこは委託を立てながら詰めていくと。

ただし、その詰めていく中でも、その業務内容は分かるとかんとやはり自動的に持っていくというのはなかなか難しいところがございますから、その辺の調整を広報情報係がやっているというふうなところですよ。

今現在も、作成をする案件がありますから、委託のほうは行って実施をしているというところではございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○重富邦夫議員

説明書の56ページをお願いします。タブでは61ページです。

地域づくり推進費、しろいし農業塾のことについてのお尋ねですが、しろいし農業塾、この事業効果のところ、1期生から通算し、研修期間中に家族を含め36人の人口増ということでお示しをいただいておりますけれども、そのうちの、家族経営になるのか、また別のところに勤められてるのか、そういった36名の詳細と、その後の農業に関してどれだけ独り立ちできているのかという今の現状、また36人の農業者の方の耕作面積ですか、作付によっては面積が大きく要る、要らないがあるとは思いますが、そういったところの詳細をお聞かせください。

○吉村 浩農業振興課長

農業塾の塾生、移住の36人ということですが、こちらについては、実際移住した研修生が16人と御家族が20人ということで、36人ということですが、研修期間中の家族の人数をしておりますので、実際には、この後にもお子さんが生まれたりとか増えてることもあるかと思っておりますけれども、そこまではこちらのほうでは把握しておりませんので、36名ということで記載をさせていただいております。

基本的には、研修期間、当初しろいし農業塾を始めたころは、今のよういちごトレニングファーム制度もございませんでしたので、いろんな作目、レンコンだったりアスパラをやったり小ネギをやったりということで、農業塾の1、2期まではそのようないろんな取り組みをされておりましたので、先ほどの作付面積についても、当初の1、2期生のほうが面積は広がったというようなことになっております。

基本的には、農業塾生に限らず新規就農者の場合は、新規就農に対する経営開始資金等の交付がっております。そのときには、資金の交付を受けている期間、大体3年から5年ということで、これまで制度がいろいろ変わってきておりますのでその人によって違いますけれども、交付の期間内、そしてその後5年間は、年に2回報告書を出していただくと、面談等も行うということで、それぞれの経営状況については、町のほう、また農協、農業振興センターのほうと共同で把握をしているところです。

今のところ、もちろん完全順調というわけではないんですけれども、いろんな困難もありながらも、それぞれ研修生、いろんな作物で農業経営のほうを続けていかれております。

全部の作付面積ということでございますけれども、この作付面積については、合計で約9.2ヘクタールになってございます。先ほど申しましたように、トレーニングファームのイチゴが始まってからは、ハウスはあんまり面積が必要ではありませんので、1人で5反とか4反とかそのくらいの面積になっているというようなことです。

あと、家族の経営の状況ということですが、先ほど申しましたような作物の違いもありますけれども、研修生によっては、配偶者のほうはまだお勤めをされながら休日にお手伝いをするとか、そういう収入確保も考えながらそれぞれ経営をされと

るところで、配偶者も全て就農しているというわけでもまたないというところで、それぞれ異なっているというような状況です。

以上です。

○重富邦夫議員

状況の報告、ありがとうございました。

しろいし農業塾、新しく農業を始める方を支援するということで、実際16名の農業者の方が増えて9.2ヘクタールの面積を維持管理していただいているということは、前に進んでいることだというふうには思っております。

ただ、ここに関して、もともとこの地元にいる新しく始める農業者の親元就農、そういった方々からは、自分たちには何ら支援がないじゃないかというような不公平感といいますか、そういうような思いを抱いてらっしゃる方々も多々いるわけでございまして、新規就農、この農業塾というふうな形が、想像するに新しく投資をしていかなければなりませんので、例えば施設園芸で投資をしたらハウスとかの支払いに追われていくわけです。新しくまた別の農業機械というものを購入したときには、またそれで支払いに追われていって、規模拡大というそういった意味では、時間がかかるわけですし、やっこの支払いが終わって次の段階に進めるというのが、やっぱり親元の農家の方なんか、規模拡大といいますか、そういう部分ではやりやすいのかなというところがあって、農業人口が減る中で、何ていうんですか、そういう作付されない……（「耕作放棄地」と呼ぶ者あり）そう、それが出来ないようにするためには、親元の農業者に早く次の段階に行ってもらうためというそういった意味でも、この事業がいけないということではなくて、そういうところにも支援が必要なんじゃないかなというふうには感じてるところなんです、その辺り、この事業の在り方に対してどのようにお考えになるのか、これ、課長か町長かどちらかお願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

今回、重富議員からも一般質問の際にも、米の作付を維持する、拡大、継続していくためにも稲作農家を増やしていく、確保していくことが重要ではないかということで、私のほうも、親元就農等の確保というのは重要だという答弁をさせていただいたところです。

先ほどありましたように、親元就農の場合には、現状は、親と同じ作物を作るということであれば今のところ支援策については別に全くございません。親が米、タマネギを作っていて子どもさんが新しくレンコンを始めるとか、別の作物を始めるといったことであれば、経営開始資金だったりそういうものがあります。

ただ、先ほど耕作放棄地、遊休農地等、今農業振興課、農業委員会のほうで地域計画の策定を行っております、いろんな農家さんとも話す機会があります。ちょうど先ほど言われたように、ベテランの農家さんになれば、これまでを振り返ってみると、周りから、専業でやってるもんだから田ん中を作ってくれ、作ってくれということ、ずっと規模を拡大してきたけれども、振り返ってみると機械代に追われてるようなところも実はあったというようなお話も聞いてるところです。

ただ、この農業塾制度、さっき申しましたように、今はイチゴのトレーニングファームを主体としておりますので、施設園芸を主にしているところです。ただ、先ほどあったように、町内で大規模な農家をされている方は、農産版土地利用型の農業塾のような仕組みができないかというようなこともお話しはいただいております。園芸の場合には、手厚く補助があって全くゼロからトレーニングファームで始めるということが出来ますけれども、土地利用型農業、例えば米、麦、大豆を作るとなれば、結構な面積をつくらないと経営面積また所得の向上にもなかなかつながらないので、ゼロからスタートするというのはなかなか難しいかなというところも、私たちも考えてるところです。

さっき言いましたように、親元就農については、現状親と別の作物を作る別経営にしない限りは今のところ支援がないというのが課題となっているというところは、私たちも認識をしてるところです。

○重富邦夫議員

現状、農業いろいろ制度があって、なかなか国の制度のできないところをカバーしようとか、この農業塾に関しても、トレファの届かないところを支援しようとか、そういったところもあるのかなという思いはありますけれども、新規就農だったり、要は国の要件で世帯収入が600万円以下とか、これは準備型だったかな、そういった要件とかがあったりしてなかなか支援が得られなかったり、そもそも例えば2町ぐらいやっている農家だったら、もうそもそも論として子どもに継がせるような話にはならないわけで、別の就職先で安定したところを探してもらおうというようになってしまってるのが現状だというふうに思ってますけれども、こういうところを協議会とか、新規就農の多分協議会とかあると思うんですが、就職の勧誘といいますか、どのくらいの面積が確保できて、こういう作物を作っていけばある程度経営的にはいろいろな国、県の支援とか受けながらできていきますよというようなそういう仕組みを提示するといいますか、そういうことをやっていかないと、新たに自らという形には今の現状ではつながらないのかなというふうにも思ってます、そういうところも含めて今後農業者の数、維持、こういうところに努めていただきたいと思いますけれども、そのところのお考えをお願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

新規就農者の確保のところのお話だと思いますけれども、新規就農者確保につきましては、杵島農業振興センターのほうが事務局で持っておりますけれども、武雄杵島地区の新規就農の確保対策協議会、また白石町でも、独自に新規就農確保対策協議会というのを持っております。

その中で、毎年農業やってみようセミナーというのを行ってございまして、なかなか参加も少ないというところが現状なんですけれども、昨年からは佐賀農業高校さんに協力をいただきまして、現役の高校生にセミナーに参加してもらうことをやっております。昨年度はそれに加えて県の事業もありましたので、県内の5校の農業高校から参加をしていただいて、セミナー、ワークショップ形式で行ったりもしております。今

年もまた佐賀農業高校さんをお願いをしまして開催をする計画にしております。

その中では、モデルの農業経営のこの作物だったらこの面積で大体これくらいの所得が上がりますよというようなことも資料としては説明をしておりますし、役場だったり新規就農の相談に来られた方には、モデルの試算とかで、大体このぐらい作らないと合いませんよとかこれくらい所得が上がりますよというような説明は行っております。

いずれにしましても、農業で所得稼がれて農業が魅力的だということではないとなかなか就農者というのは集まらないのかなと思っておりますけれども、いろんな園芸の補助だったり事業も町のほうでもやっておりますし、なかなか町単独事業といえますと予算もスケールが小さいので難しいんですけれども、国、県の補助事業を活用しながら、いろんな面から支援をしていければということだと思います。

以上です。

○中村秀子議員

予算書60ページ、説明資料は66ページ、ふるさと応援事業費ですけれども、これ、非常にもうあっぱれというか、14億円の寄附金を集められたことに敬意を表するところです。

これは、地域の皆さんの、返礼品の協力に関わった農業者の皆さんとか6次産品を作られた方々とか非常に町民の多くの協力の下にこういうふうな財源が町に寄せられたということは非常に素晴らしいことだなというふうに思っておりますが、1回一般質問でもいたしましたけれども、返礼品はどういうふうなものが人気があるのか、また昨今米不足というような情報もありまして、来年度に向けて米の需要についてどのように考えていらっしゃるのか、それから昨年度から経費を50%以内に収めるというルールが新設されて、途中からだったのが非常に苦慮されたのではないかと思いますけれども、そのために返礼品の3,000円だったものを2,500円にするだとか、そういうふうな様々な工夫をしないと50%には収まらなかったと思うんですけれども、取りあえず経費の部分は何%で決済できたのか、またそのためにどういうふうなことを工夫されたのか、またこの66ページの説明資料を見てみますと、10月というのが一番、6,000万円ぐらいの寄附が集まっておりますけれども、10月に、贈答品の季節でもないのになぜなんだろうというふうに思うところですが、特に10月です、8月、12月、何か寄附が高まるきっかけがあるのであれば、そこら辺の説明をお願いします。

○谷崎孝則商工観光課長

まず、1点目でございます。

返礼品の順位の関係でございますが、令和5年度の返礼品の順位についてですけど、まず1位が牛肉でございます、佐賀県産黒毛和牛の切り落としの0.5、1キロ、2キロ、3キロというところが第1位となっております。続きまして、2位がイチゴで、さがほのかの150グラムの6パックというメニューが2位となっております。そして、3位がまた牛肉でございます、これは3回の定期便です。これもまた県産和牛の切り落とし、0.5キロ、1キロというところが1、2、3位と、3位ま

でぐらいでよろしいでしょうか。

そして、続きまして、今後の米の需要の関係でございます。

昨今の米不足というようなところで、ふるさと納税の返礼品の人気の点に関しても、この6年度に入りましては、やはり米の申込みに対してなかなか最近ではお応えするのが厳しい状況ではございました。その辺は、出荷調整などをさせていただきながら対応をさせていただいております。

今後、もちろん白石町のおいしいお米をしっかりとPRしながら取扱事業者の皆さんにも御協力をいただきながら白石町のお米をPR、増やしていきたいと思っております。

そして、その次が、全体の寄附額に対しての寄附金の募集に係る経費が何%だったかというところで、もう議員からも常に御心配いただいております。ありがとうございます。

最終的な決算といたしましては、3月議会の折には49.8%の見込みということでお答えさせていただきましたが、最終的な実績といたしましては49.951%での運用実績となっております。

その点につきまして、どういう工夫をしたかというところでございますけども、これも3月議会でも答弁させていただきましたけども、5割ルールの中でいかに工夫をしていくかと、昨年10月からのふるさと納税制度の変更点についての対応というところでございます。

ここは、我々としては、ワンストップ特例に係る申請受付事務費、またはふるさと納税の業務を兼任で従事する職員の人件費など、その辺のこれまで対象外となっていた部分を対象にしていかなければいけないと、そういう部分でどういう工夫をしたかというところでございますけど、まずは経費削減です。そして、経費削減に業者と共に検討して取り組んでまいりました。その辺は、郵送料の関係の値下げの交渉でありますとかそういうところも含めまして、大きな点では、寄附単価を上げることです。取扱事業者の皆様方にはできるだけ負担にならないように寄附単価を上げることというところで、まずは本町としては対応をさせていただいたところでございます。経費削減と、寄附単価を上げさせていただいたと、この2点を中心に取り組んできたところでございます。

そして最後に、5点目は、この説明資料では、昨年9月の月が4億2,018万8,000円という寄附額となっております。ここは、先ほど答弁いたしました10月からの制度の改正に伴います駆け込み需要の分で、特にこの9月が全国的にも多かったというような状況ではございました。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません、説明資料の16ページ、住まいる"しろいし"応援事業について質問さ

せてください。

すみません、もともとこれ、質問予定じゃなかったんですけども、中村議員の質問のほうで、課長さんの答弁の中でみんなに住まいる応援事業補助金に関しての見直しを言及されたので、その面で少し質問させてください。

この2世帯及び3世帯同居とかに対する補助金に対して、実際のニーズがなかなかなくて見直す必要があるんじゃないかなという答弁だったというふうに思うんですけども、特にこういったところのまちづくりに関してはかなり見識が深い課長さんであるというふうに私も認識をしておりますので、改めて確認なんですけども、この2世帯及び3世帯同居に対しての町としてのメリットというところに関して、もしよければ答弁をお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

先ほどおっしゃいましたように、町としては、みんなに住まいる応援事業ということで、親世帯と同居ということで、メリットについては様々なメリットがあります。

税金の問題であるとか、あと国民健康保険税等、その辺の軽減の問題であるとか、その辺、メリットは数多くあると思われます。そして、何よりも、同居することということで若い世代を、これはUターンも含んだりとかということで、そこを取り込むと、そういう効果があると考えておりました。

しかしながら、先ほど来答弁しておりますような形で、なかなかじゃあニーズがあるのといったときにニーズがないという状況もございました。ここ、改修だけに限ってやっていくのかあるいはその上限額をどうやっていくのかとか、その辺の制度設計の問題もこれはあると思っておりますので、その辺も含めたところで、今後、6年度までの事業設計にしておりました、どうしてもこれ、財源的に考えます中では、サンセット方式であるですとかあるいはビルドアンドスクラップの中で考えなくてはなりませんので、そのあたりを含めたところで、もう一度制度設計のところから検証してまいりたいと思っております。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

14時21分 休憩

14時40分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○友田香将雄議員

先ほどの続きをいたします。

答弁にもありましたように、本町としても、2世帯もしくは3世帯同居というところに対しては、大変メリットがあるというふうに私としても感じております。

その中で、みんなに住まいる応援事業補助金、需要としてなかったというところに関しては、確かにそういったに形なるかとは思いますが、これを一概にそうい

った形でニーズがないというだけで判断するのは大変危ういかなというふうに思っております。

もちろん、2世帯3世代同居をすること、もしくは核家族としてされること、これは住民の皆様の各自の判断になってくるので、そこは自由だというふうに思いますけれども、本町として、2世帯、3世帯も増やしていきたいということでした場合に、逆に言うたら2世帯、3世代同居に関しての行政サービスが受けにくくなっているという状況も一つの判断材料として必要じゃないかなというふうに思っております。

例えば、一例を申しますと特養のほうを利用する場合とか、例えば保育園、こども園さんを利用する場合、例えば学童、こちらのほうを利用する場合、そういったところの希望を出す場合に、例えば2世帯、3世代であれば、まずは家族間で補ってくださいという理論で後回しにされがちになるというところは制度としてあり得ることです。こういった制度の中でも課題があるというところを含めて、この核家族もしくはその2世帯、3世帯、どちらのほうが得なのかというところで、2世帯、3世代を選びたかったけどもなかなか選びにくかったというところも、背景として洗い出す必要があると思います。

そういった形の多角的なところでこのみんなに住まいる応援事業補助金に対して見直すことが必要じゃないかなというふうに思いますけれども、課長のお考えをお聞きできればと思います。

○山口裕一総合戦略課長

当然、先ほども議員のほうからメリットということでおっしゃいましたけども、町といたしましても、3世代同居によりますところの子育て環境への好影響であるとか、あるいはそもそも所管といたしまして空き家も持ったりしましたので、空き家対策としてもメリットがあるということ考えておりました。

先ほどの友田議員の御質問の中で、恐らくこの制度を利用しやすく、あるいは先ほど私のほうからは制度設計考えていくというような答弁をさせていただきましたけども、制度設計を考えた上でもっと利用しやすく、こうなってきますと、この事業があることによって他の制度も若干ルールを変えてしまわなくてはならないということで、非常に影響が大きいものだと思っております。

最初の話に戻りますけども、この事業が、そういったところも含めまして事業継続かやっていくかどうかというところに関しましては、当初予算計上の中のスキーム、当然内部的な合意形成を得た上で議会に上程するというそういったスキーム感の中でしっかりとここは検証させていただくべきこと、まずそこが先決だと思っております。以上でございます。

○友田香将雄議員

この事業を続けるにしろ見直すにしろ、いずれにしても多角的な角度でこの事業の背景というところをぜひ検証いただければというふうに思っております。

この中でとても大事なことが、いろんな行政サービスを受けるに当たって、例えば2世帯同居、3世代同居というのは、各家庭の財政の安定化についても安定化しやす

いというデータもあります。核家庭よりも財政状況としては安定しているというデータがあるんですけども、逆に言えば、本来必要とされるのではなく、特に2世帯、3世帯というところに関しては、いわゆる中間層になりやすいところがあります。その中間層のところでも様々な幅があるんですけども、本来であれば支援が必要な中間層として位置づけられるところもあるかというふうに思っております。そういったところに対しても、行政サービスをしっかりと利用しやすい形になるためには、様々な課題もあるかと思うんですけども、ぜひいろんな角度で事業検証を行っていただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなかったら、次に移ります。

73ページの社会福祉費から84ページの国民年金費まで、質疑ありませんか。

○中村秀子議員

決算書78ページ、説明資料の46ページになります。

障がい児通所支援給付事業ですけれども、延べ人数が1,374人、あとの延べ人数を書いてございますけれども、実人数はどのようになっているのかです。

それから、私も相談を受けて一緒に悩んだりいろんなところに行ったりした経緯がございまして、発達指導支援センターというところに通うと書いてあるんですけども、町内にはないんです。町内にはなくて、どこに行けばいいのか、あるいは杵藤地区、地区があると思うんで、それ以外に行きたい場合にどういうふうな支援が、例えば佐賀市の整肢学園の横にあるところがあるんです、佐賀市とかのそういうところに行きたい場合はどういうふうな支援があるのか、そういうふうなことです。

そしてまた、ここの中で障がいを持っている子どもたちが通常町内にある保育園に通う場合、行けるのか、実績について、ここでは保育所等訪問支援というのがあって実際に1人は保育所に行けているんだなというふうに見るわけですけれども、たった1人しか行けていないのはどうしてなのか、保育事業のことについて一般質問したときには、医療的ケアが要るような障がいを持つ子どもさんが保育所、保育園に行きたいというとき町内に行けますかというような質問をしたことがあるんです。そのときには、様々な手だてを講じて町内の保育園にも受け入れる体制があると、そんな体制があるのは2園だったと思うんですけども、そういう体制があるというのをお聞きしたんですけども、たった1人しか行けていないというのはなぜなのかというところで、通告書にそういうふうに、障がい児のうち保育園に抱えるのは何人か、1人というふうにここに出ておりますので、なんで1人なのか、ほかの子たちはどうしているのかについて答弁をお願いします。

それから、もう一点、ごめんなさい、これ、合わせて1回なのでお願いします。

決算書83ページで、説明資料の49ページになります。

これは、介護職員等就職支援事業ということで事業を展開されておりますけれども、

うちの家族の中でもそういうデイケア等を利用しているというようなことで、いろいろお話を伺っていると、とても離職率が高くて、この頃来られていた就職された職員の方がもう辞められたよというような情報が入ってきます。そんなに辞めてるのかというふうに思うんです、労働的には非常に厳しい状況であるんだなというふうには理解しているわけですがけれども、こういうふうな支援をしているにもかかわらずそういう辞めていっている現状、今介護職員さんの充足率というのは通告しておりましたので、その点について、あるいはまた今後です、この事業は今年度もされているのか、今後どのようにして、介護職員の離職を止めるような手だてがあるのか、その点について質問します。

以上、2点です。

○小野 勉長寿社会課長

それでは、私のほうから、説明資料46ページ、障がい児通所支援給付費の件についてまずお答えをさせていただきます。

資料のほうには延べ人数1,374人と書かせていただいておりますが、実人数は117名となっております。

あと、児童発達支援センターは、どこに通所されているのかということですが、児童発達支援センターは県内に10箇所設けられております。

国の指針では、各市町村に1箇所以上設置してくださいというふうなことになっておりますけれども、困難なときは圏域に設置も可となっております。こちらの圏域につきましては、武雄市、鹿島市にそれぞれ1箇所ずつ事業所を設置しているという状況です。

その利用はどうするのかということですが、必要な支援が受けられるように、サービス事業者とあと相談支援専門員さんと連携してその利用を図るということとなっております。

あと、保育園に通える児童数についてという御質問ですが、保育園、認定こども園の園児のうち、白石町の特別保育事業の対象、障がい等により支援が必要な園児というのは、令和5年度で8名ということになっておりますけれども、軽度の方を含めて何らかの支援が必要な園児はそれ以上いらっしゃるということで理解しております。その実数は把握はしておりません。

支援が必要な園児につきましては、入園前に保護者と園と面談されて、どのような支援が必要かということで協議がなされていると、特に支援が必要な園児につきましては、その前年度、入園前から園と保護者、それに併せて町相談支援事業所、医療的ケアが必要な児童であれば医療的ケア児コーディネーター、こういった方々で入園に関する環境整備、そういったところの園児の状態に応じた方法を協議して、入園に向けていくということになっております。

続きまして、説明資料の49ページ、介護職員等就職支援事業についてでございます。

この充足というニュアンスが若干異なるかも分かりませんが、事業者が言われる労働環境を十分に整えるための充足という意味と、介護サービスの提供に関して基準を充足しているかというところの違いがあるかも分かりませんが、私のほうからは、

その基準に充足しているかという部分で答弁をさせていただきます。

介護サービスを提供するときには、その基準を充足しているという必要がございます。充足してない場合は減算の対象となりますけども、杵藤地区の介護保険事務所に確認したところ、本町では減算の対象の事業所はないということで、100%充足ということとなっております。ただ、これはサービスの基準に合っているかどうかという部分の充足ということになっておりますので、事業者が労働環境を整えるために充足しているかという部分では、若干ニュアンスが違うかと思っております。

あと、就職を進める、離職を抑えるという方法ですけども、全国的なアンケートの結果では、離職される一番の理由というのが、施設における人間関係であったりとかという部分が理由としては高かったということで見えております。給料が安いとかという話もございますが、その部分は上から6番目ぐらいということで結果としては見えております。

ただし、報酬という部分の理由というのは非常に大きいと思っておりますので、いろんな機会を見て、報酬のほうを上げてくださいということで、こちらのほうも保険者を通じて要望をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

先ほどの質問の中で、県外じゃなくて遠いところのセンターに通う場合の支援はあるのかということ聞いておりましたので、そこの辺答弁をお願いしたいということと、それから私はこの保育所等サービス支援事業が1人と書いてあったので、今そういうサービスが必要な子どもは1人なのかなと解釈したと言ったんですけども、今のお話を聞いておりますと8人いて、いろんな話合いをして、結局何人町内の保育所に通うことができているのか、あるいはそういう子どもたちにどういう、医療的ケアが必要な子どもたちも通園できているのか、あるいはそういう医療的ケアは駄目ですよ、知的障がいだとかそういうふうなハンディがある子どもたちは大丈夫ですよというような、そういうふうなある程度の基準というか、受け入れる側もそりゃ大変な一人の子どもの命も預かったりする現場ですので、受入対応策がないことにはハンディキャップのある子どもたちを受け入れることは難しいことだと思いますので、今現在保育所に通っている人数だとかどういうふうな子どもたちが通っている、答弁では6園で6人の子どもたちをとかというような答弁をいただいた記憶があるんですけども、どんなでしょうか。

○小野 勉長寿社会課長

児童発達支援センターの少し遠いところの利用についてということですけども、先ほどお話ししましたけども、今県内で10箇所あります。近隣に2箇所ということで話をしましたけども、近くであれば、圏域以外では佐賀市とか伊万里市、遠いところに行くと鳥栖市、唐津市ということになります。

先ほど御説明しましたけども、サービス事業者とその相談支援専門員、あと御本人、そういった方々のニーズと受け入れができるかできないか、そういった部分での利用に

なろうかと思っております。その分がうまくマッチできれば利用という形になると思っております。

ちなみに、児童発達支援、延べ人数275人と書いておりますけども、実質は41名の利用ということになっております。

あと、保育園の、今私8名ということで話をしましたけども、以前の答弁の中で2園できるという話があったということですが、すみません、その分は確認しておりませんが、園児数、年度年度によって、園児が少なければ保育士さんたちが支援の必要な子どもさんたちも対応できるという場合もありまじょうし、そういった園児数によって受入れができる、できないということもあるかも分かりませんので、一概には言えないのかなとは思っております。（「1人ですか、今通ってるの」と呼ぶ者あり）

保育所等訪問支援は1人ということになっております。

この保育所等訪問支援というのは、専門の支援員が保育所、学校、学童などの集団生活の場に訪問して必要な支援、環境整備を行うということで、お一人で2万4,140円ということで、利用としてはそう多くないというふうな状態になっております。（「保育所に通っている子は何人ですか。6人のごたとあってますけど」と呼ぶ者あり）

すみません、そこは確認しておりませんので、後もって答弁させていただきます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がなければ、次に移ります。

85ページの児童福祉総務費から92ページの子ども・子育て支援事業費まで、質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○中村秀子議員

決算書89ページ、説明資料の36ページになりますけれども、保育対策支援事業ですけれども、いろいろ保育士さんの、ここも離職防止のためにいろんな手だてを講じている事業でございます。

地域の方に清掃作業とか給食の配膳だとか寝具の準備、後片づけとか除草とかしてもらう方とか、保育補助者、そういうふうなことをしていただいて手厚く保育対策については支援をしていただいておりますけれども、このことについての効果、離職とか保育園でずっと働き続けていらっしゃる定着率だとか、そういうことについてはどのようになっているのでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

保育対策総合支援事業についてのお問合せでございます。

この事業につきましては、令和2年度から始まった事業でございます、内容説明のほうにありますとおり保育補助者雇上強化事業、それから保育体制強化事業という

ことで事業のメニューがなっております。

それで、離職者の抑止効果ということでございますが、まず内容について説明いたします。

2年度から始まっておりまして、2年度が2園、3年度が6園、4年度が6園、5年度が6園というふうに推移をいたしております。事業対象につきましては、ほとんどが人件費ということでございまして、園による人員の配置や対象の勤務時間等によりますところで対象の経費は異なってまいります。他の事業との重複等はできません。

あかり以外を除きまして全て民間の私立ということで、誰が退職したかとかそういったところについては、我々のほうも把握をさせていただいておりません。1年間を通して新たに採用になった人、辞めた人ということで、出入りもかなりあるようでございます。そういったことから、非常に申し訳ないんですが、離職者数については把握をしておりません。なおかつ、その理由についても我々は把握をしていないというところで思っておりますが、今年に事業の活用が増えてきておるということから、保育士さんの負担の軽減には寄与をしているんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○中村秀子議員

この施策の費用対効果を検証せずに、目的は、保育士さんの離職を防止するためにこういう資金を出しますよ、お金をあげて利用されてますね、そしたらよかった、実際効果があるとかないとかというのは検証する必要はないとお考えでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

検証することは必要だとは思いますが。

これが、補助事業でございまして、各園から申請が上がってきたものを我々で精査をいたしまして県のほう、国のほうへ進達をしておるというふうな状況でございます。

我々としては、その中身の内容書類等を十分吟味して、実際これだけの園からの要望があったということはそれだけ保育士さんたちの処遇改善になっているというふうに思っておりますので、そういったことで検証をさせていただいておるというところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

決算書の86ページの説明書34ページですけれども、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業ということですが、これは、児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者、そして令和4年度に住民税均等割が非課税の人、子どもさんということになっておりますけれども、そもそもこれ、253人となっておりますけど、そもそも児童手当を受給している人が何人いらっしゃるのかなということがあります。

というのが、2024年12月から法改正があって、児童手当を受給できる者というのが

大幅に広がりますので、その点で今後もあるので、合わせて何人かになる、今後今年の10月から法改正になります、そのときの人数ももう計算をしてあるのかどうかもありますので、そこも併せて分かりましたらお願いします。

これまでは中学3年生までだったのが、18歳までになります。それから、所得制限が撤廃されることになります。それから、1人1万円が、今後第3子以降が3万円になるということでしたけれども、今後10月からなることについては分からないかも分かりませんが、今現在何人なのかということ、児童手当受給者。

それから、特別児童扶養手当の子どもさんが何人いらっしゃるのかということも分かりましたらお願いします。

○木須英喜保健福祉課長

児童手当の人数ということでお問合せでございました。

令和5年度における児童手当の受給者の数ですが、年間を通しまして2万5,235人ということになっております。転出、転入があったり出生があったりありますので、年間で出入りはございます。そういったことで、この約2万5,000人を12箇月で割りますと、一月あたり約2,100人ということで我々は把握をいたしております。

実際、一人一人の数は当たっていつているわけではございません。あくまでも推測ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○小野 勉長寿社会課長

特別児童扶養手当についてですが、令和5年12月末現在の受給者数で53名となっております。

先ほど、2024年12月の法改正ということでしたが、特別児童扶養手当につきましては、特に改正ということはありません。

あと、もう一点、介護職員等就職支援事業は今年度どのような予定をされているかというふうな御質問をいただきました。その分の答弁をしております。

今年度につきましては、介護職員等就職支援事業は昨年度までで終了という形をさせていただいております。

以上です。

○内野さよ子議員

すみません、今小野課長が言われた特別児童扶養手当についてはという人数、53人ということでしたが、これは県の事業と町でも把握してある人数ですかね。これは障がいを持つ子どもさんと思えますけれども、先ほどからずっと聞いていると、これは町で把握してある人数なのかどうかということをおもっていますが、その点、お願いします。

それから、ここに子育て生活支援特別給付金の国への返還金というのが、大体こういうときに出るのが、先ほど言われた12箇月で割ってあるという数字に絡んでいるからそういうことになるんです。大体返金額がこういうときには出るようですけども、その点、お願いします。

○小野 勉長寿社会課長

特別児童扶養手当につきましては、これにつきましては国のほうが給付するという
ことで、この事務を町が行っておりまして、地方自治法の第1号法定受託事務という
ことになっております。

先ほどの53名という人数の把握なんですけども、事務費が1人当たり幾らという形
で来ておりますので、その分で把握した人数が53名ということとなっております。

以上です。

○木須英喜保健福祉課長

返還金のことでお尋ねでございました。

内野議員さん言われるとおり、こういった事業には大体返還金が毎年出てきており
ます。こういったコロナウイルス関連の臨時交付金であったり物価高騰であったり、
様々な財源として我々も利用させていただいております。

どうしても国の緊急対策とか補正予算対策とか、そういった形で市町のほうにも急
いで支給をするということで内示等がございますので、そういった関連から、我々も
頑張って早めの支給ということではしておりますが、年度をまたがってその申請事務
が入ったりしますので、どうしても翌年度精算という形で返還金が出てまいります。
ここについては、同じ系列の事業については毎年出てくるのかなというふうに感じて
おります。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

92ページの保健衛生費から103ページの労働諸費まで、質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

説明資料の52ページをお願いします。

ごみ処理センター負担金です、塵芥処理費、ここの上段の杵藤地区広域市町村圏組
合の部分に対しまして、負担金として約300万円の支出がございます。

この負担金というものはいつまで支払うことになるのかということと、この説明資
料の中に、浸出水のということがございますので、今のこの現状と跡地利用の協議と
いうものが今後の流れとしてどのようなものになっていくのかということまで答弁
願います。

○土井 一生活環境課長

私のほうからは、ごみ処理センター負担金がいつまで続くのか、また浸出水の状況
はどうなっているのか、この2点について答弁させていただきます。

まず、資料のほうにも書いておりますとおり、この事業に関しましては、杵藤クリーンセンターのごみ処理のほうは平成27年をもって終了いたしておりまして、最終処分場からの浸出水につきましても、2年以上環境基準以下になったために、今年の1月に県のほうから廃止確認の手続も完了いたしております。

しかしながら、この処分場からの浸出水は、すぐ隣接の水路に流しているわけではなく、六角川につながる武雄川の末端までパイプラインで排水している状況でございます。そのために、パイプラインで送るための送水ポンプの電気料と維持管理費の経費が今も続いているわけでございます。

水質検査の結果、有害物質はもう環境基準以下となって問題ないんですけれども、まだ塩化物濃度、いわゆる塩分濃度がまだ高くて地元の水路のほうには流せない状況が続いております。

この塩分濃度が農作物などへ影響を及ぼさないようになるまで下がるまでには、他の廃止された処分場の事例から見ましても、少なくともこの先10年間ぐらいは続くというふうな見込みでございます。

以上です。

○大串恭隆企画財政課長

先ほど、重富議員のほうから、跡地の部分についてというようなことございまして、事業に使っている部分が行政財産、事業に使わない場合になった場合は普通財産ということになりまして、先ほど生活環境課長が申し上げましたとおり、クリーンセンターとしては平成28年3月で終わっておりまして、その後埋立処分をして整地にならしてということ、1段、2段、3段、4段ということになりまして、ダイオキシン対策がありまして、当初の計画よりも排出量が少なくなったということで1段、2段目まではきれいに整地ができておりまして、この分についてどうしますかということで、杵藤の一部事務組合の中にはまだ環境施設課の職員もおりまして、先ほど10年間という話をさせていただいておりますが、跡地についてはどうされますかということ、朝日区の地元の方と管内の広域圏の市町のほうに跡地の利用についてということで出されております。うちのほうについては、遠隔地でもありますので、跡地についてはもう要望なしということですが、武雄市あたりは、令和3年8月にありました災害のあったときにごみの集積場所に使ったりしておりますので、いろんな意見が出ておりますが、今のところは何に使うかということは決まっております。

ただ、私も杵藤クリーンセンターの跡地利用検討部会という中でメンバーに入っております。令和6年度中に方向性を出したいということでございまして、杵藤広域圏には、その費用について別途追加して何かをつくらうとかそういうことは考えていないということの返事ございました。

以上でございます。

○重富邦夫議員

今後、10年は負担金かかるだろうと、予測ということ。跡地利用については、令和6年度のまでに方向性を示すということで、ここに対しては何ら白石町に費用が

かかってくるということではないという認識でいいんですかね。

跡地そのものは、どこの持ち物になるわけなんですかね。個人から広域圏が借り受けてるものなのか、そういったところと今後の経費的などところ、そこら辺をお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

あの土地につきましては、平成元年2月に杵藤クリーンセンターとして竣工しております。あの土地の所有者は、今は杵藤地区の広域圏組合が所有をしております。

一番いいのは、民間等が買い上げていただいて利用できるのが一番いいわけですが、生活環境課長がよく御存じですが、一番上のピットがもうそのまま埋め殺しなんです。いろんな利用はできない。あともう一つは1段目、2段目、3段目、4段目ありますけど、先ほど申し上げましたように灰なんです。基本、灰を埋めてるんです。そういったものにいろんな建物を造ったりとかというのも難しい。そして、1段目、2段目は一から行けるわけですが、3段目、4段目というのは、周りから回ってきて逆のほうから入らないといけないということで、非常に利用する部分でも困るということで、私が個人的に思うのは、あまり有効的な利用はできないのかなど。地元の地区が、手前のほうが川上、奥のほうが繁昌といいますけど、そちらのほうもそんなに人口が多いという地域でもないの、そこに移管されても逆に地元は困るのかなどということの現状です。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。

そしたら、その協議次第ではございますけれども、広域圏の持ち物であるとして、例えばその武雄市さんに利益のあるようなものに使用するというような流れになれば、広域圏が貸し付けるというような形になるわけなんですか。それとも、もう白石町はその土地の所有権そのものを脱退しますというような形、そのあたりがどうなるのかなというふうに思いまして、全体で使うようなことならばそのままでもいいのかなというふうにも思いまして、そがんじゃなかった場合とか、その辺のお金のやり取りとかがどうなるのかなというところが気になってるところです。

○土井 一生活環境課長

企画財政課長が申し上げましたとおり、あそこの土地の所有は、今杵藤広域圏組合の土地、所有物でございます。

令和3年に水害が発生したときには、武雄市が広域圏事務局から借り受けて災害廃棄物の一時集積所に使った経緯はございます。

毎年、衛生環境担当課長会の折にも、この跡地利用については、跡地利用検討委員会のほうで検討されるが、ぴしっと決まるまでは組合の持ち物なので、関係市町がもし使いたいということであれば白石町も使っていていただいていいですよ、当然貸付料につきましては発生しないと減免していただけないということを確認が取れております。

以上です。

○内野さよ子議員

すみません、決算書の103ページで、説明書の53ページの浄化槽整備推進事業費です。

この事業につきましては、昨年の決算のときにも申し上げています。この事業については再来年までということでありましたけれども、なるべくなら続けてほしいというようなこととお話をしたかと思っています。

今年、去年から加えて、また区内の配管と便槽の撤去の補助金という、これも補助金の中に加えてありまして大変よかったというふうに思っています。これについても、令和5年度から令和8年度ということで4年間の事業、それから先ほど言った浄化槽の推進事業についても再来年までということになっておりまして、もう少し期間を長くしてほしいなということを実は思っています。

費用対効果もあるかも分かりませんが、事業には浄化槽の整備と公共下水道と農業集落排水事業と3つありますけれども、その中で、10年ぐらいもうずっと前になりますけれども、合併浄化槽については、取り付けて設置後に維持管理費用というのが大変かかります。

私の家でいうと、維持管理費が、年に4回ありますけれども、一家6,000円掛ける3と、それからくみ取り料を加えた維持管理料は4万7,000円、5万円近くかかっています、毎年。それと、法定検査料ということで、環境科学検査協会というところから毎年4,700円というお金がかかっています。これを加えますと、7万円近く実は維持管理にかかっています。

ところが、公共下水道と農業集落排水については、確かに最初は10万円かかりますけれども、そのために上乗せ費用をしますよということ、一般質問したときにそういうお答えをいただいております。そのためにも、私はまだまだ基数からいうと全体の、今からお尋ねをしますけれども水洗化率は、浄化槽整備についてはまだまだ公共と農集に比べると低いのかなというふうに思っていますので、その点も踏まえても長くあってほしいなということを思っています。

まずは、これもですけれども、それと水洗化率と、それから農業集落排水と公共下水道の接続率、水洗化率については公共、農集浄化槽、それから町全体の水洗化率、それもお願いします。

○土井 一生活環境課長

まず、説明資料の浄化槽推進事業費について、今補助している金額が令和8年度をもって町の上乗せ分はなくなる、その理由、経緯についてというふうなことでまず説明させていただきます。

この上乗せをしている理由は、先ほど議員おっしゃられましたとおり、下水道エリアの方が公共ますを設置する最初については、受益者負担金ということで15万円を負担していただいて、その設置については町のほうで設置させていただいております。それに対し、浄化槽エリアの方が浄化槽を設置する場合は、100万円近くの金額がか

かるというふうなことから、工事費から15万円を差し引いた相当分を補助したいというふうなことから、国の補助基準額に上乗せを行って、具体的に言えば5人槽であれば60万円、7人槽であれば72万円という金額の補助をさせていただいております。

それから、国のほうの施策によりますけれども、国のほうも汚水処理人口普及率の向上を図りたいというふうなことで、令和4年度から汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業というふうなことで、これまでのくみ取り便槽や単独浄化槽からの転換に対する補助拡充、いわゆる宅内配管とか便槽の撤去費用に対して、補助が令和8年度までの時限措置で拡充されました。これに伴いまして、町のほうも上乗せ補助、国の概成である令和8年までの時限措置というふうなことで拡充させていただいております。

実は、この下水道エリアの環境整備のほうが令和4年度をもって白石町のほう、完了いたしております。令和5年度以降新規に公共ますを設置する場合には、新規加入金15万円を町に納めていただくほか、公共ますの設置費に関しましては全額自費で設置していただくこととなりました。

そもそも、浄化槽は均等バランスを取るために上乗せをしてございましたけれども、下水道整備の完了に伴って自費というふうなことから、浄化槽の上乗せ補助についてももう終了しなければならないというふうな考え方であったんですが、いきなり廃止ですよというふうなことはちょっと厳しいというふうなことから、国のほうのこの拡充補助期間、令和8年度までは続けていくというふうなことで考えております。令和9年度以降につきましては、国の補助限度額は補助を続けていく考えでございます。

次に、設置率関係についての御質問でございます。

町全体で、令和5年度末、6年3月31日時点でございますけれども、世帯数が、7,837世帯、人口では2万2,240人でございます。そのうち、特環と農集、いわゆる下水道エリアと言われるところの対象世帯数と人数ですが、下水道エリアの対象世帯数は3,460件、率にして44.15%、人口で申しますと9,067人、42.69%。それに対しまして、浄化槽の推進エリア、いわゆる100%から差し引いた数になりますが、対象世帯では4,377世帯、パーセントで55.85%、人口で申しますと、対象人口は1万2,173人、パーセントで57.31%。いわゆる浄化槽エリア内での浄化槽を設置してある件数、人口ですが、エリア内で申しますと2,112世帯、48.25%、設置してある人口率は6,640人、54.55%の率でございます。

下水道エリアのほうの率はもう少し高いというふうなことから、まだまだ浄化槽エリア内での設置率は低い状況でございます。

町全体の水洗化率でございますけれども、町全体での水洗化率は63.69%でございます。

全国平均から申しますと、全国平均で水洗化率というのは公表されておきませんが、汚水処理人口普及率ということで、先々月国のほうも、令和5年度末、公表されております。その中で、佐賀県自体が全国平均からまだ32番目に低いというふうな状況でございます。県の中でも白石町のほうはまだ低い状況でございますので、今後この拡充期間の残る2年半のうちにぜひとも合併浄化槽の推進をしていただきたいと思いますというふうなことで、戸別訪問をはじめいろんな施策で周知広報を努めさせていただいてい

るところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

大変努力してあるというのも、私ももう本当一生懸命させていただいてるのはよく分かっています。

今、ほかのところの市町村のこともちょっとおっしゃいましたが、江北なんかはかなり前から100%近い数字でありましたので、よく比較をされていたときがありました。そういうことからありまして、下水道の経営戦略というのが今年の6年3月にも改定をしてありますが、その改定の中に、佐賀県生活排水処理広域化・共同化計画の中に、近隣の杵藤ブロック汚泥処理共同化の可能性について検討することと書いてあります。

今後、県や近隣市町との連携とか検討を進めていかないといけないと思いますが、せめてここは杵藤エリアになると思います。江北は高い、大町は若干白石よりもちょっと低いかもしれませんが、こういう状況で、近隣の市町村とも合わせながら、どういうふうにされているのかとかそういうようなこともあるかと思いますが、そういうような点も踏まえて、これ、書かれたの多分課長かなと思いますので、その点どうでしょうか。

○土井 一生活環境課長

先ほど申しました汚水処理人口普及率については、全国どこの市町別に公表されております。

ただ、これには実は盲点がございまして、汚水処理人口普及率と申しますのは、例えて言えば、白石町の場合下水道エリア面工事が完了いたしておりますので、下水道エリアだけでの汚水処理人口普及率は、白石町、100%でございます。ただ、つないでないと、江北町が現在99%、非常に高いんですが、まだつないでいらっしやらないところもありますので、それは水洗化率というふうなことで比較するべきなんですが、水洗化率は残念ながら公表されておられませんので、白石町の分、内々に江北町と比較していくしかないというふうなことでございます。

それと、2点目の県のほうで下水道事業の広域化、集約化計画に基づいた西部ブロックでの状況はどうなのかというふうなことでございます。

これにつきましては、一昨年度から西部ブロックで、杵藤、鹿島含めまして担当者レベルでの勉強会が開催されております。私も、昨年1回その勉強会のほうに参加させていただきました。

杵藤ブロックのほうでは、水処理施設の集約についてはなかなか難しいであろうと、広域をまたいでとかです。ただ、鹿島市と嬉野については、その処理を一部したいというふうなことを計画しておられます。ただ、広域でできるのは、その水処理施設で発生する汚泥の処理については広域で何とかできないかというふうなことで検討を続けております。

そういう中で、白石町のほうに、民間での汚泥の堆肥化施設、菌体リン酸肥料の製

造施設というふうな相談が出てきて、少し前のほうに相談が進んでいる状況というふうなことから、西部ブロックのほうでも、あえて広域で汚泥の処理施設、堆肥化施設を造って維持管理するよりも、域内にそういう民間の施設がもしできるのであれば、そちらのほうも利用する検討の価値あるよねというふうなことで、今集約化の検討については民間施設の状況を注視しておられる状況でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

すみません、もう一点。

分かりました。

ほかの県内の市町村を見てみますと、以前からありました市町村設置型というのがあります。この考え方についてもお尋ねをしたいと思います。

私は、先ほど言った浄化槽の整備事業について、公共下水道農業集落排水事業が、町でやるならば、本当は浄化槽整備事業もつなげる申請をするということで、市町村設置型というのを以前よく言っていました。10年ぐらいまでよく言われていました。実際現実にはやってあるところが佐賀市とか今神埼町さんなんかも、ホームページを見るとそれをうたってあるんです。

その考え方、これ、費用対効果とかいろいろあるかと思います。今の白石町の財政でどうかなとか私自身も思っていますけれども、その点について、考え方をよかったらお願いします、最後に。

○土井 一生活環境課長

市町によっては、浄化槽の設置を市町村設置型というふうなことで、その家庭の土地を借り受けた形で町、市のほうで設置をし、その維持管理費は市町のほうで行う。ただ、水道使用水量に応じて、下水道料金とか浄化槽使用水量料金というふうなことで徴収されておられます。

これにも一長一短ございまして、先ほど議員言われたみたいに、初期投資費用というふうなことで、設置費用については莫大な経費がかかります。そして、その後も維持管理費というふうなことでかかってまいります。ただ、住民の皆さんは、水道使用水量に応じた、恐らく下水道料金に準じた料金の設定してある市町がほとんどですけれども、平等にその分で支払っていくと。

欠点もございまして。市町がもう維持管理するので、例えば台所から流れる油のほうを流してもいいやとか、トイレのほうも酸がきついような薬剤が使われたりとか、そういうことでバクテリアの死滅につながって不具合を生じるというふうな事例も多々発生していると聞き及んでおります。また、料金の徴収、未払いがかなりかさんでいるというふうなことで、なかなか当初想定よりも運営が厳しい状態に陥っているという話も市町によってはあるようでございます。

白石町の場合は、既に個人型設置というふうなことで、かなりの数のほうを設置していただいておりますので、ここから急に市町村設置型とするのは平等性にも欠けるし管理のほうに難しいというふうなことから、現時点においては、担当課の考えでござ

ございますけれども、市町村設置型は本町ではもう採用せずに、今までどおり個人設置型で個人管理をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日19日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、明日19日に延会することに決定しました。本日はこれにて散会します。

15時40分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月18日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 中 原 賢 一